

県南広域振興局長告示第57号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、照井土地改良区（一関市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成29年4月14日

県南広域振興局長 細川 倫史

理事

阿部 佐市 一関市萩荘字西黒沢406番地2